

○指定給水装置工事事業者/提出書類一覧

※発行までに約2週間程度かかります

提出書類	①	②	③	④	⑤	⑥	A	B	C	D	E	⑦
	指定申請書 (様式第1)	変更届出書 (様式第10)	機械器具 調書 (別表)	誓約書 (様式第2)	主任技術者 選任・解任 届出書 (様式第3)	確認事項 (別紙3枚)	定款又は 寄付行為	登記簿謄本	主任技術者 免状(写)	住民票	旧事業者証	廃止・休止・ 再開届出書 (様式第11)
新規												
法人	○		○	○	△注1	○	○	○	○			
個人	○		○	○	△注1	○			○	○		
更新												
法人	○		○	○	○	○	○	○	○		○	
個人	○		○	○	○	○			○	○	○	
変更												
法人	名称		○				○	○			○	
	代表者		○		○		○	○			○	
	所在地		○				○	○			○	
	役員		○		○			○				
個人	氏名		○							○	○	
	名称		○							○	○	
	住所		○							○	○	
主任技術者	氏名		○						○			
	免状交付番号		○						○			
	選任					○			○			
	解任					○						
廃止・休止・再開												
廃止・休止											○	○
再開												○

※①～⑦は市の指定様式(市上下水道ホームページに様式有)、A～Eはご用意いただくものです。

※(注1)新規指定後、14日以内に主任技術者選任届出書を提出してください。

※⑥確認事項には研修の受講や資格等を証明する書類の写しを添付してください。

※A定款等には原本の写しに相違ない旨の奥書証明をしてください。

※B登記簿謄本(履歴事項全部証明書)及びD住民票は発行日から3ヵ月以内の最新版を提出してください。

※B登記簿謄本(履歴事項全部証明書)及びD住民票は法務局及び市町村から発行された原本を提出してください。コピーは不可です。

※【重要】変更届、廃止・休止・再開届は次の期間内に提出してください。期限後の提出は処分の対象となりますので、ご注意ください。

○変更届・・・変更日から30日以内

○廃止・休止届・・・廃止日又は休止日から30日以内

○再開届・・・再開日から10日以内